

## 前近代の被差別民呼称とその職能

山路興造

2年間のゼミの総括として、歴史的に差別を受けた人びとの、多様性について総括しておきたいと思います。ただしここで総括するのは、差別された「人」に対する呼称であって、「土地」や場所は含まない。

現今、一般的に使用されている呼称—**被差別民**—

○『京都の部落史』（京都部落史研究所編 1995年12月刊）での考え方。

賤視を受けていた人々を概括的に示す歴史用語として—「**賤民**」を使用する。

江戸時代における穢多身分の者は主として「**かわた**」を使用。

近世を通じては、彼らは自称として「**穢多**」よりも「**かわた**」を使用するケースが多いというの、その理由。

中世においては「**非人**」という用語を使用するのがよいという意見も強かった。

「**被差別民**」という語の使用も考えたが、その基軸となるのは賤視であることから「**賤民**」の語を用い、賤視の程度が少ないと考えられるものに限って「**被差別民**」の語を使用した。

### **賤民**

○古代律令制下の身分呼称 公民・品部・雑戸・賤民

**賤民**を更に「五賤」に区別する。陵戸・官戸・家人・公奴婢・私奴婢

奴婢（賤身分の一） 古代律令制の最下層民。

延暦8年（789）【続日本記】 太政官奏して言く、謹みて令状を案ずるに、良賤通婚することは、明らかに禁制を立つ。（以下それを犯して生まれた子供の身分のことなどを規定する。良と賤の間に出来た子は良とする。）

延長5年（927）【延喜式】 賤民分の者に対するさまざまな規定が記される。

この律令による奴婢の制度は、延喜年間（901～923）に廃止されるが、私奴婢は残るから、古代的身分制度はこの段階では未だ崩壊しておらず、中世期に入ってもやむやみとなる。賤民という用語は、現在に至るまで、その内容や解釈を変えながらも一般用語として使用される。

本居内遠著【賤者考】（弘化4年〈1847〉成立）で賤民という呼称のなかに含まれた者。

えた・非人・夙（宿）・散所・神事舞太夫・田楽法師・猿楽・放下・俳優・遊女・

白拍子・男色・願人僧・高野聖・勸進僧・髪結・伯楽・浮浪・乞食など多様。

近代に入っては、福沢諭吉も【文明論の概略】（明治8年刊）において「封建の時代にては賤民を挙げて政府の要路に用いたることなきに非ずと雖も」というように、一般用語

として賤民を用いている。

**非人** この呼称に含まれる実態は、時代や使用する階層によって多様である。

①罪人 【続日本後記】承和 9 年（842）橘逸勢が承和の変で失脚して「罪人橘逸勢、本姓を除き非人の姓を賜い、伊豆国に流す」。死罪を減じられ流罪とする（「一度死罪になったが故に「非人」とされたという解釈—山本尚友）。

京都では古代以来、警察権を持った検非違使が、獄舎の囚人（非人）を使って清掃や治安維持にあたらせた。また検非違使は、囚人の内刑期を終えた者を獄舎の管理などや犯罪人の探索、行列の警護などにあたらせたが、彼らは「<sup>ほうめん</sup>放免」と呼ばれた。賀茂祭の行列にも華美な衣装を着て参加している。

②世捨人 健保元年（1213）成立の明恵上人高弁著【<sup>ざいじやりん</sup>摧邪輪】の奥書に「非人高弁」と署名する。【沙石集】僧栄西（1141～1215）の逸話中に「遁世人をば非人とて」とある。

③乞食（乞丐）—通説「乞食に非人の称が冠せられるのは保元 3 年の「**清水坂非人**」からであるが、」（山本尚友【山槐記】条による）。非人身分の成立—乞食の集団化。

【新猿楽記】藤原明衡（1066 年没）著「猿楽者小野福丸は、その体甚だ以て**非人**也、偏に乞丐にして衆中に一列すべからず」→別紙史料①

【山槐記】保元 3 年（1158）9 月 7 日条に山中忠親亡母の 3 回忌に「清水坂非人来りて施米を乞う、」とある。

【皇帝紀抄】貞応 3 年（1224）3 月 25 日条「奈良坂非人等、清水坂寺に発向し、彼の**坂非人**と合戦す」

京都には清水寺・祇園社を中心に、非人集団が成立していた。掃除役・刑吏役・葬地鳥辺野の管理権などを持ち、その集団には一人の**長吏**とそれを補佐する集団がいた。その下には**小法師原**と呼ばれる「**犬神人**」（武装集団でもあった）もいた。

④癩者 【山槐記】永暦 2 年（1161）7 月 8 日条 「今日文殊会なり、<sup>かたい</sup>肩居東寺に群集し、乞食西寺に群集す、公卿以下捧物を出す、官よりこれを催し、彼等に賜うと云々、」

江戸時代の非人も基本的には乞食で、京都奉行所によって設置された岡崎の悲田院村の年寄とその配下の居村（**与次郎**）によって管理された。また悲田院村以外にも各地に非人小屋があり、そこには小屋頭が居た。各町の木戸番などには、悲田院村年寄と小屋番頭の保証によって非人身分の者が派遣された。

「肩居」は江戸時代には「**物吉**」と呼ばれ、その集住地として物吉村が存在した。

★**賤視された非人の職掌** 物乞いが基本的職掌であるが、清水坂など特定の場所に集住して、検非違使の下で掃除役や刑吏役を担当。武装して集団で戦うことも認められていた。葬送の地の管理権も取得していた。

**施行を受ける権利** 国家としての賑給はもとより、公卿・将軍・幕府など、権力者側

による施行を受ける権利を有した。室町時代後期から姿を見せる「節季候」や「姥等」も、節季を口実とした非人による施行請求の一形態か？

**清目（清目丸）** 都市生活における「ケガレ」（触穢思想）感の発達。

清目という呼称は【台記】仁平4年（1154）4月2日条に「**清目**死人を率いて大路を過ぐるの時」とあるのを初見とするが、文治2年（1185）頃に醍醐寺僧慶延が記した【執行職雑事】（【醍醐寺雑事記】所収）に「**清目**、障泥事を進める、執行一代一懸之出す、清目二名片懸之を出す云々、又掃除七月十五日・九月九日・歳末之為す、（中略）長尾御輿路彼役本と為す、（中略）又裏无時々之を召す歟、」と醍醐寺に付された**清目の職掌**が記される。また【明月記】正治2年（1200）閏2月13日条には「嵯峨辺に浄目と称する物居住す」とあり、嵯峨から京都へ出る藤原定家が、途中に人骨があるのを嫌い、嵯峨の**清目**に金品を与えて取り除かせた記事がある。

【祇園社記】文応元年（1260） この年祇園社内で尼が餓死したため、清目丸をもって取り捨てさせる。

【建内記】嘉吉元年（1441）9月21日条 赤松満祐の首が播磨より四条河原に運ばれ、**清目丸**の持つ長刀に付けられ、多くの河原者に警護されて大路を行進し、三条西洞院の新獄門の木に梟けられる。→別紙史料③

【康富記】嘉吉3年（1443）5月15日条 「二条殿御庭掃除の清目丸」。

★**清目の職掌** 基本は触穢が生じる物の取り片付け、清掃などの労働であるが、檢非違使の下で行刑役を担う。また皮革製品や草履の制作も行っていた。後述の【塵袋】では穢多と同一視される。

## 河原者

「河原人」 本来は河原に住み着いた人々という意味。

【宇津保物語】10世紀後半頃成立 「**河原人**」や里人が入り乱れて廢屋の材を盗み取ったことが記述される。

【左経記】長和5年（1016）正月2日条「**河原人**など」が斃牛の処理に従事し、牛の腹から牛黄を取り出していたことが語られる。（河原人がこの頃には集団化していた可能性がある）

【中右記】長承3年（1134）5月17日条 「世間河水大出し、河原の小屋、皆以て流損す。」

「**河原細工丸**」 河原の者であり、細工をおこなう、斬首頸の片付けをする。この場合の細工は、獣類の皮革加工業。

【祇園執行日記】観応元年（1350）8月28日条 「周清並びに舎弟左衛門大夫入道の頸、六波羅焼野に懸けらる。細工丸取り入ると云々。」

【八坂神社記録所収 三鳥居建立記】貞治4年（1365）6月12日 「**四条河原細工**

丸十余人を召し、鳥居の穴を掘る、酒直一連半を給う、猶、穴不足の間、此房の下部を以て掘る。(中略) 神幸の浮橋の為、堀川より預け置く河原細工丸の大木(九寸木と号す) 九支、(以下略) →別紙史料④

「河原者」 文献上の初見は、【後愚昧記】 応安 4 年 (1371) 4 月 4 日条 京中の戦乱で死亡した地方武士の死骸から「川原者」が衣類を剥ぐが、その管理権を犬神人と争う。侍所より河原者の主張が認められる。

【建内記】 嘉吉元年 (1441) 9 月 10 日条 徳政を要求して一揆が起こり、河崎辺の河原者宅に火を放つ。

「庭者」 河原者が庭木の移動や作庭に従事したが、彼らは庭者とも呼称された。

【看聞日記】 応永 31 年 (1424) 11 月 23 日条 「蔵光院に白榛あり、これを光明院殿植え置かると云々、件の木兼ねて叡覧に達し、掘るべきの由、河原者に仰せ付けらると云々、」 同日記永享 2 年 (1430) 閏 11 月 23 日条 「河原物仙洞御庭物なり、」

【言国卿記】 文明 6 年 (1474) 3 月 8 日条 川崎庭者、禁裏で作庭に携わる。

★河原者の職掌 河原に居住し、一定の地域集団を形成していたと思われるが詳細は不詳。主たる職能は獣類の刺殺と皮革加工と思われるが、検非違使の下で、河原でおこなわれる斬首の警護などにも携わる。四条河原に住む河原者の集団は、祇園社に関係が深く、神輿渡御のために鴨川に臨時に架ける橋の材木(所有は堀川材木商)を預かる。この仮橋架橋などの技能を生かし、独自に保有する材木や竹材を利用して、斬首場を結界する矢来や、芸能興行場を画する矢来、芸能を興行する仮設の舞台や栈敷を設え、警護した。また室町時代には、庭木の移動や作庭に携わる河原者もあり、川崎に集住する河原者から、優れた技能者が多くでた。

## 穢多

「穢多」

【塵袋】(弘安年間〈1278~88〉成立) 第六 人体・人事

一、キヨメヲエタト云フハ何ナル詞ハソ 穢多

根本ハ餌取ト云フヘキ歟、餌ト云フハシ、ムラ、鷹等ノ餌ヲ云フナルヘシ、其ヲトル物ト云フ也、エトリヲハヤクイヒテ、イヒユガメテエタト云ヘリ、(後略)

【壺囊抄】(文安 3 年〈1448〉成立)

河原ノ者エッタト云ハ何ノ字ゾ、

エッタト云付なり、常ニハ穢多ト書ク、ケガレヲホキ故ト云フ、古キ物ニ餌取ト書ク、真ニハエトリト云ベシ、餌トハ、肉ヲ鷹等ノ餌なり、其ヲヒサグ物ナレバエトリト云、

【天狗草紙】(永仁 4 年〈1296〉成立) の詞書と絵

ある天狗、酔狂のあまり四条河原にいでて、肉食せむとしけるに、穢多、肉に針さしておきたるを、しらずしてにぎてけるに、はりを手に立てて、すてんとしけれどもす

てかねて穢多童にとられて、くびをねじころされにけり、

## 「餌取」

【政事要略】卷第七十 弘仁8年(817)9月23日

中納言藤原朝臣冬嗣宣す、勅を奉るに、私に鷹を飼うは、頃年禁断して已に久し、而るに今諸人公験あるなくして、制に乖き恣そむに養う、(中略)檢非違使式に云く、鷹官布を請くる家々に、餌取行うは、三位以上各二人、四位以下各一人、

【今昔物語】卷第十五 12世紀前半に成立 →別紙史料②

比叡山の僧正が修行をしていた頃、北山の奥で馬・牛の肉を食べる夫婦に会う。「早はよう、馬・牛ノ肉ヲ取り持来リテ食フ也ケリ、奇異ク、餌取ノ家ニモ来リニケルカナ」とその夫婦を恐れる話が載る。

【祇園執行日記】至徳2年(1385)9月11日【社辺下地秋地子納帳】に「三条京極エタ」とある。

★穢多の職掌 本来は鷹の餌となる畜肉を扱う「餌取」であったという。餌取は平安時代には檢非違使の支配下にあり、鷹を飼うことが許された公家や社寺に付与されている。餌取は肉食を厭わず、鷹狩りや犬追物に使役する犬を飼育した形跡がある。穢多はこの餌取の名が転訛したものといわれ、その職掌も受け継ぎ、獣類の刺殺と皮革加工もおこなった。職能的には河原者や清目とほぼ同一であろう。

## 青屋

天和2年(1682)頃成立の【雍州府志】に、「青屋と号し又藍屋と称す、今の如く紺屋、染家の通称を為す、其中青屋元穢多の種類也、穢多りく併に青屋刑戮有るごとに、此徒必ず其の場に出て其の事に預かる、或いは戸しかばねを磔け、或いは首を梟す、」とある。

「青屋」中世後期に登場する被差別民呼称。永正6年(1509)正月の【大徳寺如意庵領地子帳】に声聞師・河原とともに出るのが早い、慶長13年(1608)のロドリゲス【日本大文典】にもっとも下賤な者「七乞食」として、ささら説経・猿楽・田楽・河原の者・革屋・鉢こくりとともに青屋が記される。青屋については丹生谷哲一氏の「青屋賤視の歴史的背景」(【日本中世の身分と社会】所収)という論文があり、王権とのかかわりで藍染めという職能への賤視を説くが、藍を甕で醗酵させて染める紺屋に対し、青屋は藍葉を搗いて直接布(麻布)に塗る捺染染めであったのではないかと考えられる。この捺染にかかわった職能が賤視されたのではないであろうか。

【余部文書】寛永元年(1624)「一、京町青屋の者共、断罪御用の節、罷出で急度相勤め申す組手形。

「青屋大工」文献的には江戸時代に入らないと登場しないが、青屋も兼ねた河原者の建築業者で、刑場の矢来組や臨時的に建設する芸能興行用の舞台や棧敷・櫓などの建設を請け負った大工。一般の建設にはかかわれなかったと考えられる。

【諸式留帳】享保8年(1723)3月24日 「三条東橋詰にて竹やらいにてさらしもの場所拵え候様に仰付させられ候に付、青屋大工頭源兵衛義、組下大工召連れ参り、今

日、右さらしもの場所拵え申し候、」

★**青屋の職掌** 本来は特殊な藍染めを職能としていたと思われるが、中世期以来検非違使の下で刑吏役を務めた故に賤視された。

**かわた** (皮田) 太閤検地を画期として、それまで清目・河原者・穢多・青屋などと呼ばれていた被差別民の呼称が「かわた」と統一され、**公称**として全国的に使用されるようになる。京都周縁の村の記録では、天正 12 年 (1584) の【石清水八幡宮神領検地帳】に作人「かわた某」とあるのが初見で、以後京都府下の小作人台帳には「作人」としての「かわた」の名が記される。一方、都市部では「かわた」の呼称は定着しておらず、中世期以来の被差別民呼称が職能によって使い分けられていた（ただし、清目・青屋・散所などの呼称は使われなくなる）。ただ公的には「かわた」であり、寛文 4 年 (1664) に京都町奉行所から二条城掃除役を命じられたのは、かわた村である六条村の「かわた頭下村庄助」であった。

なお「かわた」という呼称は、大永 6 年 (1526) 6 月 12 日付「今川氏親朱印状」や、享禄元年 (1528) 10 月 18 日付「今川氏親公室寿桂尼朱印状」(『静岡県史料 3』所収七条文書) に「かわた彦八」とあり、この彦八は皮革業者である。また北条氏の領国伊豆国でも、天文 7 年 (1538) 10 月 18 日付の文書(『静岡県史料 1』所収宮本文書) で「かわた」21 名が「御用之かわ」の上納を命じられている。

**散所の者** (散所法師) 散所は朝廷や権門による所領形態の一つで、本所に対する語である。賤視されたと思われる散所の者は、掃除を主たる職掌として、権門勢家に寄進された掃除散所が、11 世紀後半の記録(【醍醐寺雑事記】所収の山階散所に関する記録) や、【為房卿記】康和 5 年 (1103) 8 月 12 日条記載の鳥羽殿庭掃・法勝寺庭掃・尊勝寺庭掃などに登場する。彼らは掃除を職能としたはずであるが、一種の呪術的能力を持っていると考えられたらしく、正月の祝福芸能である「千秋万歳」をはじめ、夢見の悪かった主人に代わって、寺々の鰐口を打って歩く「金口打」の役などもやっていたようである。その他時代が下るに従い、竈を築くこと、築地搗き、声聞を唱えること、築庭、占いである算置(陰陽師・博士) など、呪能を必要とするさまざまな職能に分化している。他の被差別民と異なる散所民の特色は、南北朝期以降、室町時代に彼ら独自の「芸能」(松囃子や左義長囃子、猿楽能、舞々) を演じたということであろう。

「千秋万歳」 「千秋萬歳」の文献における初見は、藤原明衡の【新猿楽記】で、「琵琶法師之物語」と対になり「千秋萬歳之酒禱」として登場する。すでに 11 世紀中頃には祝福芸能をおこなう芸能者として認知されていたようである。同じく 11 世紀の後半、醍醐寺には餌取 2 名が附されており、「清目」とも呼ばれていたが、それとは別に掃除を職掌とした散所の者が 10 人寄進されていた。この散所の者は、主家に対し

正月の祝福芸能である「千秋万歳」を演じるなど、同じ掃除人と云っても特殊な呪術的能力を持っていたらしい。その点で「清目」など河原者系の掃除人とは異なっていたようである。平安時代後期の千秋万歳の姿は、錦の帽子に織物のきゅうたい褰袋、綾の指貫、花節の藁深沓、左手は腕まくりして卯杖か子の日の松を持ち、右手に檜扇を少し開いて口に当てる、別にコトトリと袋持ちが従った（【倭漢朗詠注上】）という。

なお鎌倉時代中期頃成立の【名語記】には千秋万歳のことを「散所の乞食法師」と記している。鎌倉時代後期になると千秋萬歳は祝言の詞を述べる以外にも、余興として「曲舞」や「猿楽」を演じるようになり（【繼塵記】正安3年〈1301〉正月5日条ほか）、その拍子を取るための「鼓打」が加わるようになる。江戸時代の「萬歳」の源流である。

「**声聞師・唱門**」南北朝期になると、掃除を職能とし、千秋万歳を演じた散所の者は、職能的に分化し（あるいは散所という場所に声聞師たちが居住するようになり）、散所のなかに呪術的芸能を演じる「**声聞師**」と呼ばれる一団が現れる。声聞師が散所民であったことは【建内記】正長元年（1428）6月10日条「散所者声聞師之事也」とあるから確かであるが、この時代の京都の声聞師は、千秋万歳以外にも「曲舞」や、それが発展した「幸若舞」、「猿楽能」なども演じる芸能者ともなっていた。ただし彼らは専門の（道々の）芸能者ではなく、千秋萬歳という散所者が担当した祝福芸能の余興から発展した、素人（手）の芸能者であった。

なお、声聞師の源流は【大乘院寺社雑事記】文明9年（1477）5月13日条の「一切唱門之沙汰条々」にあるように「陰陽師・金口・歴星宮・久世舞・盆彼岸経・毘沙門経等」を職能としたはずである。

「**舞々**」正月の祝福芸能である千秋万歳を演じた散所の者は、鎌倉時代後期にはその余興として鼓打を伴って「曲舞」も演じた。その曲舞が発展して越前の散所の者により「幸若舞」が生まれ、散所の者の芸能として各地で急速に発展した。この幸若舞などを演じた散所の者を「舞々」と称した。【康富記】応永30年（1423）10月1日条に「六角堂クセ舞見物之、与八男也、□□近江・河内・美乃・八幡声聞衆等京上、（中略）又此寺於□□国々舞々連日有之、」とあるように、室町期に入っただちに、京都の各所で国々の声聞衆（舞々）が上洛して興行を行っている。

ただし、京都の声聞師はもっぱら専門の猿楽者に伍して、猿楽能を演じており、勸進興行を催そうとして追散させられている（【康富記】宝徳3年（1451）2月23日条に「唱門師小犬、於六道珍皇寺、可致勸進猿楽之由治定、欲舞之時分、自管領仰付侍所京極、令追散云々、」とある）。

「**松囃子**」「**左義長囃子**」南北朝期以降、室町時代に広く流行する風流系芸能である「囃子物」を演じる。「囃子物」は大名以下一般の人びとも演じたが、散所の声聞師たちも趣向を凝らして主家に推参した。

### 「算置」「陰陽師」「掘井」

【教言卿記】 応永 12～15 年（1405 頃） 山科家に出入りしていた散所能法師が、築地搗きや火祭・地祭を行う記事が多く出る（壁塗は「川原穢多」の担当）。

【宣胤卿記】 永正 14 年（1516） 6 月 19 日条「唱門師に申し付け掘井せしむ、」

【言継卿記】 天正 4 年（1576） 9 月 28 日条 山科家出入りの声聞師有祐が、算を置き祈祷を行っている。

### 「作庭（石木）」

【建内記】 正長元年（1428） 6 月 10 日条に「禁中川原者穢多之事也参入、石木の事を召し仕わる、不浄の者として然るべからざるの処、去年より停止せられ、散所者<sup>声聞師之事也</sup>を召さる、珍重□□、

★散所の者の職掌 本来、掃除を職能とする被差別民であったという点では、前述の「河原者」系被差別民と同じであるが、呪能を必要とする祝福芸能の「千秋万歳」を中心に、そこから派生したさまざまな祝福系芸能を演じた。また、除魔や占いなど民間宗教的能力を必要とする行為にも携わり、その点で「非人」や「河原者」系被差別民を多くの職能を異にした。また刑吏役などには携わることはなかった。ただし、この系統の被差別民は江戸時代に入るとその多くが姿を消した。

---

**種々の芸能民・職能民・下級宗教者** 中世・近世を通じて身分的に差別の眼差しを受けた者に、芸能民や職能民・下級宗教者がいるのだが、今回は取り上げなかった。